

第 23 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

平成 30 年 5 月 28 日

第23回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成30年5月28日（月曜日） 14時～16時

○場 所 岩国市役所5階 51・52会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第12号 岩国都市立地適正化計画の策定について（立地適正化計画の概要等について）

(3) 報告第13号 岩国市長期未着手都市計画公園の見直しについて（見直し基本方針（案）について）

3 閉 会

○出席者〔委員15人〕

委 員（1号委員）

榊原弘之 塚本俊明 安本政人 廣田登志子

（2号委員）

植野正則 越澤二代 松川卓司 丸茂郁生

（3号委員）

伊本浩之代理委員 本山司 山本富夫

（4号委員）

浅田睦子 田村巖 藤重保章 宮川洋

○欠席者〔委員2人〕

委 員（1号委員）

梅川仁樹 隅喜彦

○傍 聴〔0人〕

[14時 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。ただいまから、第23回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております、都市計画課の温品と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、会議の開会にあたり、山中都市拠点担当部長よりご挨拶申し上げます。

○事務局 みなさんこんにちは。都市拠点担当部長の山中でございます。4月より、都市計画行政を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。さて、本日は、大変お忙しい中、第23回都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、都市計画行政をはじめ、市政全般にわたりまして、ご理解、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、今回の審議会では、2つの報告案件について、委員の皆様より多様な御意見を賜りたいと考えております。一つ目は、「岩国市立地適正化計画の策定について」でございます。現在、地方都市では、人口減少・少子高齢化の進展、産業活力の低下、低密度な市街地化などにより、将来、厳しい財政状況下での市民サービスの提供が困難になりかねない状況にあります。こうした、多くの地方都市が抱える課題に対し、国は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により、必要な施設にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を推進しております。こうしたまちづくりを進めるため、5月1日現在、既に、全国161都市が立地適正化計画を作成・公表し、407都市が策定に向けた具体的な取り組みを行っています。岩国市におきましても、昨年度より、立地適正化計画の策定に係る基礎調査等を行い、今年度から、2ヵ年の計画で、計画策定をおこなうこととしています。

次に、岩国市長期未着手都市計画公園の見直しについてです。岩国市では、都市計画区域内で85箇所の都市計画公園を都市計画決定し、整備を進めてきたところです。一方で、都市計画決定した後、長期間にわたり未着手のままとなっている都市計画公園も存在し、これら長期未着手の都市計画公園については、都市計画決定当初に期待された役割に変化が生じてきているものもあります。そこでこの度、これらの見直しに着手するにあたり、見直しの基本方針（案）を作成しましたので、ご報告するものです。

以上の2つの案件につきまして、後ほど、事務局からご報告をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、委員の交代について報告します。1号委員の長野寿委員が、岩国商工会議所会頭を退任され、新たに、安本政人様が会頭に就任されたこととともない、平成30年3月18日付けで、新たに安本様に委員の委嘱をさせていただきました。安本委員より、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○安本委員 みなさん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりまして、3月16日の岩国商工会議所の第243回議事総会におけまして長野前会頭の後を引き継ぎまして、私が13代目の会頭に就任することになりました。会頭は都市計画審議会の委員ということですので、今日は出席させていただきました。まだ何も分か

りませんけれども一生懸命勉強して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申します。

○事務局 有難うございました。それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、梅川委員と隅委員が所用により欠席との連絡をいただいておりますが、委員 17 名のうち 15 名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、国土交通省山口河川国道事務所・所長の廣川誠一委員につきましては、公務のため、伊本浩之副所長が代理でご出席でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました第 23 回審議会資料（立地適正化計画 1 部、長期未着手都市計画公園 1 部）また、本日席上には、議事日程、委員名簿、配席表を配布させていただいております。以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長よろしくお願ひ申します。

○塚本会長 会長の塚本でございます、今日はよろしくお願ひいたします。それでは、これより議事に入ります。はじめに、副会長の選任をさせていただきます。条例第 6 条第 5 項には、「会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が副会長となり、その職務を代理する」と規定されています。条例の規定により、私から指名させていただきたいと存じますが、副会長には、榊原委員を指名させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(拍手)

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、ご異議がございませんので、副会長に榊原委員を指名します。榊原委員、よろしくお願ひいたします。

○榊原副会長 ただいま副会長に選任いただきました、山口大学の榊原と申します。今、大学での所属は創成科学研究科となっておりますけれども、昔でいうところの工学部でして宇部の方から参っています。岩国市の都市計画に関しては以前、都市計画道路の見直し等の際に関わらせていただきまして、その後、都市計画審議会の委員となっております。よろしくお願ひいたします。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。それではこれより議事に入ります。お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。日程第 1「議事録署名委員の指名について」でございます。本日の会議を進めるに当たりまして、規則第 13 条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されております。このため、榊原委員、廣田委員を本日の会議の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひ申します。

続きまして、日程第 2「報告第 12 号 岩国市立地適正化計画の策定について」です。これにつきまして事務局から説明をお願いします

○事務局 皆さんこんにちは。拠点整備推進課長の倉橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。大変申し訳ございませんが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、報告第 12 号「岩国市立地適正化計画の策定」について、御説明をさせていただきます。

まず初めに、今回は立地適正化計画の概要や策定体制、またスケジュールなど、現時点における取り組み状況を御報告させていただくため、諮問ではなく報告案件となりますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。それでは、お手元に配布してあります資料に沿って、御説明させていただきます。

では「本市における立地適正化計画の活用の視点」について、説明をさせていただきます。

まず「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」との関係性についてでございますが、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされて、都市計画区域を対象といたしまして、概ね20年先を見据えて、集約型都市づくりを実現するための計画とされております。

平成29年3月に改正いたしました、本市の都市計画マスタープランで位置づけている、都市づくりの目標といたしましては6つございます。1つ目が「都市・地域拠点の形成・充実と集約型都市づくり」、2つ目が「拠点ネットワークの形成と地域循環型都市づくり」、そして3つ目が「多様な地域資源を活かした魅力ある都市づくり」、そして4つ目が「安全で安心して生活できる災害に強い都市づくり」、そして5つ目が「自然環境と調和したみどり豊かで持続可能な都市づくり」、そして最後の6つ目が「市民とともにかたちづくる協働の都市づくり」、この6つの目標を掲げております。

2ページを御覧ください。本市において多くの地方都市と同様に、今後大幅な人口減少が予測される中、集約型都市づくりが必須とされております。そこで、都市計画マスタープランで掲げます、先程の目標6つのうち、青色で囲ってあります、1から4の4つの方向性を、実効性をもって実現するために、立地適正化計画を活用しまして、市街地と暮らしのあり方について、将来を見据えた具体的な取組みを検討することとしております。

立地適正化計画の活用にあたりましては、3つの視点に着目しております。

1点目の視点といたしましては「拠点の形成・拠点機能の役割分担・立地特性を活かした魅力の創出」を実現するために、立地適正化計画による「都市機能誘導区域」を設定し、具体の施策を実施していきます。

視点2といたしまして「市街地の拡散抑制・立地特性を活かした魅力の創出」を実現するために、立地適正化計画による「居住誘導区域」を設定し、具体の施策を実施していきます。

視点3といたしまして「交通ネットワークの形成」を実現するために、「岩国市地域公共交通網形成計画」との連携により、具体の施策を実施していくこととしております。

3ページを御覧ください。集約型都市づくりの効果として、大きく4つの分野を挙げております。

1つ目が、公共投資・行政サービスの効率化、また公共施設の維持管理の合理化などが図られることにより、持続可能な都市経営が可能となります。2つ目が、子育て・教育・医療・福祉の利用環境向上や、高齢者の健康増進などが図られることによりまして、高齢者の生活環境、子育て環境が向上することとなります。そして3つ目が、公共交通の利用促進に繋がり、二酸化炭素の排出削減やエネルギーの効率的な利用が図られることによりまして、地球環境・自然環境の改善に繋がることとなります。そして4つ目が、災害リスクの低い地域の重点利用や集住による迅速・効率的な避難が図られることにより、防災面のリスク軽減に繋がります。

このように、集約型都市づくりを進めることによりまして、限られた資源・財源の集中的・効率的な利用で、持続可能な都市・社会が実現できることとなります。

4ページを御覧ください。ここからは「立地適正化計画制度の概要」について、御説明いたします。

立地適正化計画が制度化された背景といたしまして、本市も御多聞にもれず、多くの地方都市において、急速な人口減少・高齢化や産業の停滞により、都市の活力が低下しております。また、住宅・店舗等の郊外立地により、市街化が拡散し、低密度な市街地を形成しております。

また、厳しい財政情勢下で、これまでのサービスの提供が将来困難となるおそれがあるといった課題を抱えており、部分的な対処療法ではなく、都市全体の観点からの取組みが必要ということで、平成26年8月の「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行によりまして、立地適正化計画が制度化されております。

立地適正化計画は、都市全体の観点からの居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして、都市計画マスタープランの高度化版、また集約型都市づくりの実現化ツールの位置づけがなされております。日常生活に必要なサービスや行政サービスが、身近に存在する「多極ネットワーク+集約型都市」を目指した計画でございます。

5ページを御覧ください。立地適正化計画に定める内容といたしましては、都市計画区域を基本に立地適正化計画の区域といたしまして、居住また都市機能、この2つの誘導区域等を設定し、土地利用を誘導することとなります。イメージとしては、右の図のようになります。

6ページを御覧ください。ここからは、「立地適正化計画で定める主な区域や届出制度」について、御説明をいたします。

立地適正化計画の区域設定につきましては、原則、市の全ての都市計画区域を立地適正化計画区域として設定することとされております。本市におきましては、「岩国都市計画区域」及び「岩国南都市計画区域」を対象に、立地適正化計画を定めることとしております。

なお、錦・美川・美和・本郷などの玖北地域等の立地適正化計画の区域外につきましては、「総合計画」や「都市計画マスタープランの全体構想」であったり、「中山間地域振興基本計画」や「過疎地域自立促進計画」などの他の関連計画により、本市としてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

7ページを御覧ください。居住誘導区域についてでございますが、人口が減少いたしましても、一定のエリアにおいて、人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域でございます。

指定が考えられる区域といたしましては、「都市機能誘導区域やその周辺」であったり、「公共交通でアクセスしやすく、都市機能の利用圏として一体的な区域」であったり、「都市機能や居住が一定程度集積している区域」などが考えられます。

逆に、市街化調整区域や災害リスクの高い土砂災害防止法によります特別警戒区域などは、含むべきでない区域とされております。

8ページを御覧ください。都市機能誘導区域につきましては、医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点・地域拠点・地区拠点に誘導いたしまして、集約することによって、各種サービスの効率的な提供を図る区域となっております。また、誘導施設や誘導するために講ずべき施策を明示することとなります。

各拠点における区域の規模につきましては、「一定程度の都市機能が充実している範囲」で、かつ「徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲」が想定されます。指定が考えられる区域といたしましては、あくまでも居住誘導区域内で設定するのが前提となりますけれども、「鉄道駅に近い業務・商業などが集積する地域」であったり、「都市機能が一定程度、充実している区域」であったり、また「公共交通によるアクセスの利便性が高い区域」などが考えられます。

9ページを御覧ください。都市機能誘導区域における誘導施設の設定についてでございますが、都市機

能誘導区域ごとに、下の表のようにイメージされる施設等を、誘導施設として設定することとなります。拠点の階層別の過不足状況や施設所管課の具体の整備計画等を基に、調整して設定することとなります。

10ページを御覧ください。届出制度についてでございますが、立地適正化計画を策定しますと、居住誘導区域外において住宅開発などを行う場合や、都市機能誘導区域外において誘導施設の建築等を行う場合には、着手する30日前までに、市長への届出が義務付けられております。

ただし、届出は3戸以上の住宅の建築等が対象であり、個人がなされる住宅の建築等は対象外とされております。これらは宅地建物取引法第35条の重要事項の説明等の対象となります。さらに、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止または廃止しようとする場合にも、同様に市長への届出が義務付けられることとなります。

11ページを御覧ください。立地適正化計画に関するよくある誤解といたしまして、代表的なものとして3つ程、挙げさせていただいております。

中心市街地や市役所周辺など、区域の一箇所に全てを集約させる一極集中ではないか、こうした誤解に対しましては、中心的な拠点だけではなく、旧役場周辺や駅周辺などの生活拠点を含めた「多極ネットワーク型の集約都市づくり」を目指すものでございますので、一極集中ではなく多極ネットワーク型となっております。

また次に、全ての居住者を一定のエリアに集約させる、全ての人口の集約ではないかと、これに対しましては、農業従事者が農村部に居住することは当然で、ゆったり暮らす所と集まって暮らす所を選択できる「メリハリのある市街地の環境を形成」するものでございまして、すべての人口の集約を図るものではございません。

そして、居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる強制的な集約ではないか、これに対しましては、インセンティブにより優位性を与え、時間をかけながら居住の集約化を推進するものでございまして、強制的な集約ではなく「緩やかな誘導による集約」でございます。

12ページを御覧ください。ここからは、「本市における立地適正化計画の策定」について説明させていただきます。

本計画の策定体制についてですが、拠点整備推進課が事務局となって、関係機関と協議・調整しながら計画を策定することになりますが、ポイントといたしましては、班長級によります「庁内連絡調整会議」を開催いたしまして、全庁の部局を横断して、計画の整合性を図ることとしております。また、学識経験者や庁内関係部署の部長級からなる「立地適正化計画検討協議会」を設置いたしまして、専門的かつ多様な観点から協議を行うとともに、国土交通省や山口県からオブザーバーとして御参加いただき、制度の主旨や全国動向などの観点からアドバイスをいただくこととしております。

そして、都市計画審議会の皆様には、計画策定後に都市再生特別措置法第81条に基づき、御意見を伺うこととなりますけれども、各年度ごとに、御報告という形で計画策定における経過報告をさせていただきたいと考えております。

なお、計画内容そのものについては、立地適正化計画検討協議会で検討していくこととなりますので、都市計画審議会の皆様におかれましては、都市計画の観点からの整合性等といったような御意見をいただけたらと思っております。

また、市民や関係機関の意見を反映するため、アンケートやヒアリング、また住民説明会、パブリックコメントなどを実施することとしております。

最後に13ページを御覧ください。立地適正化計画の検討手順とスケジュールについてですが、昨年度に課題の分析や市民意向の把握を行いまして、集約都市形成推進の必要性を整理したところがございます。

今年度から2か年をかけまして、誘導区域・誘導施設の検討など具体的な計画策定を行っていきまして、今年度において立地適正化計画の素案を策定いたしまして、来年度において説明会・パブリックコメント等による住民の意見の聴取によりまして、合意形成を図り、立地適正化計画を公表してまいりたいと考えております。なお、次回の都市計画審議会への御報告は今年度末を予定しております。

以上で、「岩国市立地適正化計画の策定」についての御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○塚本会長 はい、ありがとうございました。

立地適正化計画というのは、お聞きになっておわかりになるように、非常にわかりにくい計画でございます。

やはり、都市計画の中で線引きがあり、いろんな用途があり、いろいろな事業がある中に、今回「地方創生」という政策の中で、都市の中にもこのような形で集中する場所をつくれ、もっといいますと、中心市街地がガラガラに空いてるんだったら、そういうところにお年寄りとか体が不自由な人とかが長距離を移動しないでいいような場所をちゃんとつくって、そういうところに人を集めてこいというある意味、乱暴な話でございます。

ですから、都市計画の中ではかなり用途地域でありますとか、都市計画マスタープランという言葉も出ましたが、一つの組み立てはきちんとできているんですけども、それに対して、この立地適正化計画というのが何をつくっていくかというのは、それぞれのまちでいろいろ試行錯誤をしながらやっていくということを、最初に御報告をさせていただきます。

いずれにいたしましても、つくらなければいけないものでございますので、岩国市の場合は、どのような形で役に立つ計画として、日頃の都市計画なり、都市計画マスタープランを上手く動かしていくエンジンといいですか、中心といいですか、そういうものにしていく必要があるということで、今回この場で皆さんの御意見を伺う、そんな趣旨ではないかというふうに思います。

加えまして、最後のページを見ていただきましたように、資料の中には、なぜつくらなくてはいけないかということと、どのようにしてつくっていくかということの御報告がございましたが、策定するにあたって、何が問題になっているかとか、何を解決していくのかということは、まだ十分にまとめてないんですね。

ということでございますので、昨年度、基礎調査をされて、それをいろいろ検討されながら計画としてまとめ上げていくのが、今年度というふうなことが今、御説明されたことかと思えます。

したがいまして、なかなか質問とかをしにくいと思えますけど、まずはスタートでございますから、今後この計画に対して皆さんの知恵が入っていけるように、今日の段階でいろいろ疑問とかございましたら、事務局の方に質問なり御意見をいただいて、この計画が本当に役に立つものとなるという形にしていきたいと、会長としては願っております。

そういう意味で、御意見でも結構でございますが、まずはご質問のようなもの、どなたからでも結構でございますので、発言をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○丸茂委員 これは国の意向に沿ってですね、仕方がないからやっていかななくてはいけないという部分があるのかもしれないんですけども、ちょっとお聞きしたいのが、居住誘導区域についてお聞きしたいんですけども、居住誘導区域というのは、中心市街地にもですね、高台団地とかたくさんあると思うんですけど、そういった高台団地とかも含まれるのかというのを、ちょっとお聞きしたいなど。

なぜかというところでですね、高台団地では今、大変不満や不安がすごい増えてきているんですね。

話を聞くとですね。やはり、運転免許証を返納しなきゃいけなくなって、坂道とか、お年寄りの方々が多くて、なかなか街に出て行けるようにならないとかあるんですけど、そういったことは若い時には憧れて住まれたんだと思うんですけど、今そういった方々が困られていると。

そういったところに今から若い方々を誘導しても、また同じようなことの繰り返しになると思うんですが、そういったところで、居住誘導区域をどういうふうに考えているのか、というのをお聞きしたいと思うんですけど。

○塚本会長 はい、お願いします。

○事務局 岩国市というと、やはり地形上から高台団地、いろんなところにあるかと思いますが。居住誘導区域についてでございますけれども、基本的には工業系でありますとか、もともと計画上そこに人を住まわすとあまり好ましくない調整区域や災害のリスクがある土地を除いて、あとは実際の土地利用の状況に合わせて、居住誘導区域を設定することになります。

今この場で、高台団地どうするのかということについては、今年度、詳しく状況を判断しながら設定していくこととなりますので、御理解の程よろしく願いいたします。

○塚本会長 はい、どうぞ。

○丸茂委員 取組みは公共交通の充実ということを、こちらにも掲げてあるのですが、公共交通の充実ということと、逆にだんだんバスの便を減らされたりとかしているんですね。岩国市地域公共交通網形成計画、これかなり重要なことになると思うんですね。そのところを本質的な問題をしっかり捉えて、こういう計画を立てないと絵に描いた餅というか、立てても皆さん困っているでは駄目だと思うんですね。その辺のところをしっかりとっていただきたいと思うんですけど、何かあれば。

○事務局 地域公共交通網計画ですけども、当然、調和の図れた計画としていくこととしておりますので、しっかり調整していきたいと思えます。

○塚本会長 ありがとうございます。

○越澤委員 単純に適正化計画を進めることによって、周辺に空洞化が広がるのではないかという、そういう懸念も課題もあると思うんですね。特に、さっきの高台団地とかありますけど、それぞれの地域が空き家とかも増えて、地域自治が進まなくなっている状況もあるんですね。実際として、高齢化が進んで。

それをますます集中して中央に集めてくれば、ますます周辺地域の課題が大きく、多くなるというふうにも思うんですけど、その辺の整合性というか、こっちの適正化を進めることによって、かえって新たな課題も増えてくるのではないかという懸念もあるかと思いますが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○事務局 すみません、居住誘導区域を設定した、そのことということですかね。都市計画区域、市街化区

域内の話でよろしいですかね。

○越澤委員 はい。

○事務局 その空洞化が進むということは確かにあるかと思いますが、やはり都市機能の効率的な使い方というか、基本的にこの立地適正化計画というのは、持続可能なまちづくりを目指すということでございますので、これから財政状況も大変厳しくなっていく中で、いかに効率を図り、いかに持続させていくかというのが大きなテーマになりますので、やはりそうした線は引かざるを得ないと考えております。

○越澤委員 そうですね。目的としてつくっていくまちづくりとしては、そういうふうな適正化計画を立てて、集中してまちづくりをしていくということについては、効率化もあるし、いろんなこともあるというふうに思うんです。そこに全部こう、いいぐらいに寄ってくださればいいんですけど、住み慣れたところがいいよねとか、自分の親の土地は大事にしたいよねとか、そういうふうな方もあろうかと思うんですね。

○塚本会長 何かこれについて。はい、お願いします。

○事務局 確におっしゃられること、わからなくてもなくてですね、都市計画というのは、先程の説明の中にもありましたけど、長期なスパンでまちづくりを行っていきます。そうした中で、現在の区域を当面、狭めていくとか、そういった考え方ではなくて、まずは今のエリアを広げない、これ重要なことだと思います。

今、皆さんが住まわれているところは、ある一定程度の社会基盤、道路とか水道、下水といったものが整備されております。これを新たなところに広げていくということは、それだけ社会資本は確かに増えるんですけど、それだけの将来維持コストが増えてくる。これは今から急激なさらに人口減少が見込まれる中でですね、この維持管理というのができていかない、将来負担が非常に大きくなる、まちが広がることによって。

ですから、まずは長期なスパンで考えていく中で、今の都市をできるだけ広げていかないところが、一番まず最初にやらなければいけないこと。その上で、魅力づくりとして、これから持続可能な都市経営というのは、どういうことかという、やはり密度が薄ければ薄いほど行政コストはかかるという、これは統計上、国の方から出されております。

ですから、できるだけ皆さんが、人口が揃う中でやっていく、都市経営をしていくというのが重要なところになってきます。そういう意味で、都市の魅力づくり、都市機能を集約しながら、実際に本当の都市と地方都市とだいぶ違うんですけど、できるだけ身近なところに歩いて暮らせるぐらいの身近なところに、そういう暮らしやすい施設が揃っているということができていければ、皆さんが長い目で見た時、そこに住んでいかれて、住まれて、都市経営としても効率的なものとして、運営ができていくというような考え方になります。

ですから、ほんと5年とかそういう短いオーダーでなく、2年、3年、5年というのではなく、もっと長期間の中で、そういった取組みをしていかななくてはいけないというものです。

先程の高台団地にしても、都市基盤、揃ってます。揃っているので皆さんがそこに住むのは、当然のことだと思います。ですから、そこに暮らしやすくするためには、都市機能という身近な生活施設をそこに持っていくというのではなくて、暮らしやすく使うためには、ネットワークとして交通をうまく繋いでいって、そういうソフト的な対応、まあハードに比べれば、ソフトっていうのになるとは思いますけど、そう

いう対応をしながら暮らしやすさを持続していくっていうことを考えていくというのが、これからそれを具体的にどういうふうに落とし込んでいっていかってというのが、立地適正化計画の役割の一つになっております。

○越澤委員 趣旨も計画の内容もよくわかる、よく理解はできるところです。ですから、これからどういった課題がね、それを進めるにあたっては、相当なリスクを伴うのかなというふうな思いもある。

それからもう一つ、岩国市は中心市街地ですけど、例えば今、UJIターンとか、田舎暮らしとか、そういうことも進めていますよね。そういう方向性もすごい、空き家をどうにかしようとか点在している空き家をどうにかしようとか。

そういった今直面している課題と、どうそこを、田舎は田舎で小さなコンパクトシティなんかにしていくんだと思うんですけど、その辺との長いスパンと言われたら、どこまでが長いスパンなのかというのも気になるところですけど、そういった課題もあるのかなと思っているところです。

○塚本会長 今の最後のところについて、何かご説明ありますか。

○事務局 やはり、田舎暮らしされる方、人それぞれ、いろんな価値観があろうかと思えます。そういった地域の生活は地域の生活で、農業従事者の方とかですね、そういった方はそういった小さな拠点なり、拠点同士が連携できるということで、なんとか持続可能な形にした地域づくりを目指していきたいと思えます。

○越澤委員 先程、スパンは20年というふうにおっしゃったかなと思えますので、20年？

○事務局 計画上では20年ということになります、あくまでも誘導によるまちづくりとなります。インセンティブを与えながら、市民の方に御理解をいただきながら、進めていくということになりますので、いろんな建替えの機会とかそういった遠い先をにらみながら、いかにコンパクトに集約していくかが課題になろうかと思えます。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。

○植野委員 基本的なことをお尋ねしたいというふうに思いますが、考え方なんですけど、5ページの居住誘導区域のことです。

合併以前、岩国南都市計画区域におきましては、旧由宇町・旧周東町・旧玖珂町で、おのおの用途地域なりを設定し、都市計画区域を設定して、それから都市施設の整備を積極的にやっているということですけど、当然ながら都市計画設定をしながら、下水道なり公園なりの整備をしておりますけど、居住誘導区域につきましては、基本的には旧町が設定しておりました用途地域といいますか、そのあたりの地域になるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

今の岩国南都市計画区域で、用途地域の設定をされておりますけど、それが居住誘導区域と大体合致するというような考え方でよろしいでしょうか。

○塚本会長 はい、お願いいたします。

○事務局 岩国南都計のことだと思いますけれども、今確かに非線引きとなっておりますが、いろんな用途があり、また用途指定のない区域も当然ありますが、今、用途指定されている区域を対象として、居住誘導区域を設定していくことになろうかと思えます。ですから、そういった用途の内容をみながら、極力絞込みの作業を行うということになろうかと思えます。

- 植野委員 頭に掲げてます都市機能の誘導、このあたりに集中的に色々なサービスを？
- 事務局 居住誘導区域のことでなくて、都市機能誘導区域のことでよろしいでしょうか。
- 植野委員 都市機能誘導区域なんですけど、地域の核の部分ですね、その部分にいろんな施設を持ってきて、集中して持ってきて、あとは地域バスでやっていこうと、そういうふうな計画になるのですか。
- 事務局 先程の都市機能誘導区域でございますけれども、拠点というのがいろいろタイプがありまして、都市拠点・地域拠点・地区拠点、9ページの方を見ていただけたらよろしいかと思うんですが、9ページの表にイメージ的な施設が載せてあるかと思うんですが、地区の地域の拠点といいますか、都市拠点というか、主たる拠点としては、二次・三次の救急病院であったり、そうした公益的な施設を核といたしまして、その位置づけによって誘導していく施設を選定していくことになろうかと思います。それを公共交通等で連結しながら、まちづくりを図っていくということでございます。
- 事務局 いずれにいたしましても、今年度30年度に、具体的な先程もおっしゃられたような課題とかですね、整理しながら、具体的に線引きといいますか、エリア決めをしていきたいと思っておりますので、また具体的な部分が決まりましたら、御報告等をさせていただくような形になってくると思っておりますので、今ここですというものは、まだ今年度検討しますというところで、御理解をいただきたいと思っております。
- 塚本会長 はい、よろしいでしょうか。
- 植野委員 10ページなんですけど、届出制度の関係でございますけども、居住誘導区域外における住宅開発を行う場合、工事に着手する30日前、それも工事着手するですから、もう設計書も何もかんも全部できているというふうに思うんですけど、それはどの段階を指すのかということと、届出でございますので、これはもう違法ではないというふうな見方なんですけど、規制の対象にはならないですけど、届出はしてくださいねというふうなことになるのでしょうか。
- あまりやりすぎると、民業を圧迫することになると捉えかねないということも懸念をしておるわけでございますけど、そのあたりはどういうふうな理解をしたらよろしいでしょうか。
- 事務局 この30日前というのは工事着手前になるかと思いますが、そうした届出により、いろんな情報を提供し、計画を実践していくためには、そうした理解も当然必要となりますので、きちんと届出をしていただいて、しっかり情報提供して、御理解を得ていくということになるかと思っております。ただ、それによって、法的な強制力があるのかというと、それは別の話です。
- いろいろインセンティブということがございますので、また、そうしたソフトをどういった形にしているかということも、今年度整理していくことになろうかと思うんですが、ルール上は、工事着手30日前、1ヶ月前までに届出をしなさい、ということになっておりますので。
- 安本委員 都市機能誘導区域と現在施行されている中心市街地との整合性というのは、32年3月までですかね、今5年間。こっちの方が通っているという考えでいいんですか。
- 事務局 今、委員がおっしゃられているのは、中心市街地の活性化基本計画の5ヵ年の終了が、31年度末というふうになっております。その中心市街地の活性化基本計画と当然ここでは都市拠点として位置づける岩国駅前周辺ということになると、都市拠点と位置づけていきますので、整合としてはしっかり図っていかなきゃいけない。
- それと具体的な施策ですね、中活の基本計画の施策とこの立地適正化計画というのは、期限をもってと

いうわけではありませので、そこは整合は図りますけれども、一体のものとは、イコールのものとはなっておりません。

○塚本会長 よろしいですか。

○松川委員 先程からお話聞いていると私の理解と少し違うんですけど、要するに拠点整備という形は、居住誘導区域というのは、今あるところ以上は公共投資または行政サービスを拡散させずに、ここに書いてあるように住宅の開発等を抑えて、今あるところ以上はあまり広くしませんよということで、誘導区域という言い方がね、そこにおる人をここに来なさいよという、そういう感覚で皆さん持っておられると思うんですけど、ではなくて今あるところ以上に開発はあまりせずに、このまちを維持しながら、徐々に徐々にコンパクトなまちにするというのが、私の立地適正化計画のイメージなんですね。多分そうだと思うんですよ。

そこを誘導区域だからみんなこっちに来なさいよという意識ではなくて、広がらずに、徐々に自然的に、段階的にコンパクトなまちをつくっていく、一番大事なのは先程も言われた交通網、その連携でなくて、その拠点と拠点を結ぶ公共交通のあり方というのが、私は非常に大事になってくると思うんですね。

ですから、生活に密着した公共交通というのも勿論大事なんですけど、拠点と拠点を結ぶ公共交通のあり方というのが、私は非常に大事になってくると思うので、私が言いたいのは拠点と拠点を結ぶ公共交通のあり方と、もう一点はですね、岩国市に今、出てるのが、都市計画区域が岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域と2つなんですけど、ここに書いてあるように錦・美和・美川・本郷がないわけです。

ここの拠点をどのような形で、これ以外の地区でつくっていったって、それをどのような公共交通で結ぶのかというのが、非常に大事なことになると思うんですね。

そういうことで、例えばこの辺りであったら、岩国市の中心市街地エリアというのは、多分、今後は都市機能誘導区域になると思うんですけど、それ以外のところは多分、地域拠点であるとか地区拠点であるとか、そういったもののまちづくりがこれから推進されていったって、なるべく近いところに住みなさいよということなんですけど、このまちの地域拠点・地区拠点の作り方について、市街化区域と市街化区域でないところの作り方というのは、どのように考えておられるのか、お聞きしたい。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。

○事務局 今おっしゃられたのは、都市計画区域とそれ以外の区域のことだろうと思います。

説明の中で少し触れさせていただいたと思いますけれども、立地適正化計画というのは、この中でも都市計画区域を対象とするというふうにされております。

そういった中で、特に岩国市の中を差別化するわけではないんですが、都市づくりとして考えた時に、都市計画区域内においてこの計画をつくり、都市計画マスタープランの実現化のツールとして、同じものをつくるわけではありませので、実現化のツールとして、この立地適正化計画を使っていこうという考え方です。

その都市計画区域外のところについては、先程ちょっと触れた小さな拠点づくりとかですね、その中で公共交通というネットワークを使いながら、そこは地域としての特色を活かしたまちづくりを、別に進めていくという考え方をしております。

ですから、今回の立地適正化計画の対象は、あくまでも都市計画区域内においてどのような都市づくり

をしていくか、都市計画マスタープランに謳われた内容をどう実現していくか、ということをごこの中で計画をはっきりさせていくというのが、この目的になっております。

○松川委員 ということになると、例えばこの届出制度ですよね、こういったものは対象外となるということではないですか。都市計画区域外の部分について。では、どういう制限と申しますか、対象外だけその制限と申しますか、それは市の方が独自に何かつくられるのか。

○事務局 都市計画区域外ですか。

○松川委員 外においてです。

○事務局 今、この立地適正化計画の中では、そういったとこまで言及する予定にはなっておりませんので、意見として、今そういったところをどうするのかというのはいただいております。

○塚本会長 はい、どうぞ。

○廣田委員 持続可能なまちづくりのための立地適正化計画という話を伺って、11ページになりますが、多極ネットワーク型であるというところが、とても大事なポイントであると思っております。

教育の現場から申しますと、非常に人口減少がまず一番の要因になって、いろんなことが動いていると思うんですけど、その最たるものが児童・生徒・幼児の減少、出生率低下ということで学校の方も統廃合したり、もう立地適正化計画が動いているような状況なんですけど、そこにあるようにネットワーク型ということが、その多極の極をどこに設けるのか、いくつ設けるのか、どういうところをポイントに極として小極というかつくっていくのか、というのがとても大事だと思います。

その時に、行政の方から話があったように財源であるとか、そういったこと以外に、是非教育の現場から文化、その地域の文化であるとか、地域性であるとか、人のつながりであるとか、そういったことをフォーカス的に考えながら、極をいくつか設けていただくということと、それから極と極を繋ぐネットワークと申しますか、ネットワークと書いてありますけど、公共機関、交通網であるとか、公共機関を含めた人の行き来というのを、是非大事につくっていただきたいなと思っております。

○塚本会長 ありがとうございます。今のお話で何かございますか。

○事務局 賜りました貴重な御意見を踏まえて、今年度しっかり整理していきたいと思っております。

○塚本会長 はい、お願いします。

○宮川委員 立地適正化計画が進められると、きっと住みやすいまちになると思っております。

さて、都市計画にはインフラ、都市基盤というか、その整備が欠かせないと思っております。そこで、国道であったり、県道、またはJR、電力、ガス、水道または通信機器等々の関係調整機関も多岐に渡ると思っておりますが、この事業はこちら都市計画課が中心になって、押し回られる事業なんでしょうか。つまり、外部の行政機関と申しますか、交渉とか、多岐に渡ると思っておりますが、どちらが中心になってやられるのでしょうか。

○塚本会長 よろしいですか。

○事務局 この立地適正化計画につきましては、こうして拠点整備推進課が事務局となって策定することになります。庁内の連携につきましては、いろんな連絡調整会議とか開催しまして、密にして情報を共有しながら進めていきたい。そういった中で、立地適正化計画の制度の内容について、重々理解してもらった上で、事業計画の調整を図ってまいりたいと考えております。

○松川委員 今のに関連して。

○塚本会長 はい、どうぞ。

○松川委員 庁内のどのような部署を考えておられるんですか。

○事務局 立地適正化計画というのは、本当に多岐に渡り関係してくることから、当然、建設関係から福祉に渡りまして、いろんな、逆に関わらない方が少ないぐらいになるのかなと思います。

○松川委員 是非、横断的な。

○田村委員 先程、会長のからありましたように、この計画わかりにくいんですけども、やはり観点があろうと思うんですね。それで、人口減少ということで、そういうことをやっていかななくてはならないのはわかるんですけども、行政の効率化という観点ではよくわかります。で、これはやっていかななくてはいけない。

また一方で、市民の目線でいいますと、いろんな方がいらっしゃるんですね。例えば、若い方でいうと、もう自分で積極的に動かれているんですね。と言いますのも私、今錦見に住んでいるんですけど、若い方が結構新しい家を建てられたり、アパートに入られたりすることで、入って来られている。岩国市錦見地区というところは。その結果で、聞いている話でありますけど、岩国小学校はクラスが増えているという。これはもう、ある程度、積極的にやられているわけですね。また、医療費も無料であるということで、ある程度、結構集まってきている。

一方、高齢者の方というのは、これもいろんな方があると思うんですけど、特に中山間地にいらっしゃる方というのは、地元に住みたいという気持ちが強い方々、結構多いと思うんですよ。こういうことをやって、そのような方を含めて、すり合わせていくことが、大事だと思うんですけど、そういった方の希望というのは、今の中山間地でもっと行政サービスを充実させてほしいとか、そういう要望があると思うんですよ。全部やることは大変ですので、こういうことが大事なんですけど、これだけ出てくると、そういう方はどうやって救うのってとこが見えてこないんですよ。

それは1ページに書いてある上位関連計画の関連性の中に入ってますよ、と言われればそれまでなんですけどね。そういう弱者の人は、どうやって計画していくのか見えてこないのかなと、私の感覚では、市民の目線での感覚は、そういう感じがしています。これを否定しているわけではないですけどね。その辺は何か考えられていますか。答えがなければいいです、私の意見なんで。

○事務局 この立地適正化計画の策定検討の際に、こちらの方には書いておりませんでした。が、昨年度の11月に市民を対象に5,000部のアンケート調査をさせていただいており、市民の意向の把握として、そういった意見もお伺いしている状況ではあります。

また、13ページに今後のスケジュールというところになりますが、30年度に事業者様もヒアリングなどを行いまして、繰り返しになりますが、今年度市民の皆様にもわかりやすい計画、岩国市独自といいますか、岩国市に合致した立地適正化計画というのを策定しまして、31年度からしっかり地元説明会等を行い、皆様に理解していただきながら、この立地適正化計画を策定したいと考えております。

そういった形で御意見があると思いますけど、しっかり説明していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田村委員 しっかり住民の意見を聞いていただいで、よろしくお願ひいたします。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○塚本会長 じゃあ、どうぞ。

○榊原副会長 県内で周南が多分もう作られてるんですよね。それで、山口・宇部がおそらく今年度中策定ということと、あと、萩・防府がおそらく岩国市さんと同じくらいなんですけど。

山口と宇部に関しても、先程、いろいろ議論の方に参加してまして、宇部については公共交通についても参加しておりましたので、基本的に立地適正化のまち・まちの考えでやっていけばよいので、岩国市さんがどういうふうと考えられるかというのは、岩国市としてお考えになればいいと思うんですけど、もしご参考になればということで、他市が先程の議論になった時、どういう状況だったかというのを、今お話できればと思ったんですけど、先程から高台住宅地の話があって、確かに焦点になることかと思えます。

他市の事例ということで申し上げますと、例えば山口市さんでは、駅であるとか主要バス亭との標高差という基準を入れていて、つまり、坂が急であったり、そういうところの住宅地というのを、場合によっては居住誘導区域にはしないというような基準を明確にしました。

それから、宇部市の場合、同じように高台住宅地というのは存在するんですけど、宇部市の場合は標高とかではなくて、既存の市街地とどれだけ離れているかという空間的な孤立の程度というか、そういうことを主要にしました。

ですので、地形とか歴史的経緯とかいろいろありますので、宇部とかは、山口・岩国と違って線引きしておりませんので、かなり広がった整備を行った状態からのスタートなので、スタートラインが岩国と違うんですが、やはり高台の住宅地を擁する、おそらく岩国みたいな市町村にも重要な点になってくんだろうと思います。

それから、公共交通の件ですけども、網形成計画は非常に重要で、立地適正化とペアで設計された制度なので、非常に重要なんですけども、公共交通の網形成もある意味、集約を志向しているようなところもあるんですね。ある意味、幹線をきちんと決めていきなさいみたいな。

ただ、問題は先程から皆さんおっしゃっていると思うんですけど、居住誘導区域の外側になってしまうことなんですね。そこには皆さん気をつけていらっしゃるんで、その他のまちもやはり問題になっていきます。宇部市さんなんかは、先週、立地適正化の説明を各地でされたんですけど、その時もやっぱり、居住誘導区域外のところの説明を非常に一番、気を使ってらっしゃったように思います。

私個人の考えを申し上げますと、そこはやはり公共交通で対応していくものだと思ってまして、仮に立地適正化が20年先を考えたとしても、例えば今、高台にお住まいの高齢者の方のことを考えるのは、どっちかという、5年とか10年とか短いスパンで考えていかななくてはいけなくて、そういうところはおそらく公共交通の得意とする領域なんで、そこはおそらくそちらの方の計画でも、同じ検討にあたっているという気がしています。

あと、色々な用途区域の関係です。例えば、岩国南が線引きされていないので、宇部市、山口市とある意味、似ていると思うんですけど、基本的に用途区域の内側に居住誘導区域を設定されていて、特に用途の外側というのは、この制度というより白地だったりするわけなので、既存の制度でおそらく建築の規制が緩いわけではないから、そもそも多分そこが誘導化の既に制約が厳しいところですけど。

で、先程の中活とかそういう変な話、中活とかに指定されているところと全然違うところが都市機能誘

導区域になることは、いかにも考えにくくてですね、そういう意味でおそらく各市やっぱり当然歴史があるので、歴史を踏まえないと多分、変なふうになってしまう、それは多分、他市でも考えられるでしょうし、岩国市でも考えられるのではないかという気がします。

あとは、インセンティブの部分のお話を。多分先程、届出制度以外には確かにいろいろ、市街地に住むことに対する人への何らかのインセンティブみたいな、それは勧告でしないといけないと思うんですけど、お考えのところもありますし、特に、都市機能誘導の誘導施設の何か誘導補助というのも確かあるんですね。

おそらく今後、議論されるんだと思うんですけど、私、既に参加している山口と宇部でも、結構違う話をされているので、おそらく岩国市さんでもこれを誘導しようとか、反映されてくると思うので、そこはそちらの協議会でしっかり反映していただければいいなと思います。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。何か、今のお話についてございますか。

○事務局 岩国市においても、榊原副会長のおっしゃられますよう、定量的な評価も当然必要かと思えますし、また、周南市・宇部市とも事情が異なります。高台団地というのも平地が岩国市は少ないというところから、高台の方に団地造成が広がっていったという歴史もございます。

そういった本市の特徴も様々であり、そういったところも御参考にさせていただきながら、今後の立地適正化計画の策定に役に立てていきたいと思えます。貴重な御意見ありがとうございます。

○塚本会長 ありがとうございます。さて、皆様まだ発言はありますか。まだ、されてない方で言っておきたいことございますか。

○浅田委員 市民の目線から、お願いなので申し上げますけど、活力が低下しているとか、人口が減少しているという記載があるんですけど、錦帯橋空港なんかにおきまして、ちょっと今おっしゃったように、人口が今から都市ですね、増加したという設定というのはこのプランの中に、やはり増加した時に、そのプランというのは入っているのでしょうか。市民があつて、参加型の都市づくりというのがあると、魅力のあるまちづくりの助けるために繋がるんじゃないかなと思って。

ちょっと今、読ませていただいた時に、大幅に減少が予測と書いてあるんですけど、それがもし、錦帯橋を世界遺産にとかいうことで、オリンピックが今からございますので、そういったことで人口が増えていったらといった時の都市のあり方っていうか、そういったところもプランの中には今のところ無いんでしょうか。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。今のご意見にありますか。

○事務局 この度の立地適正化計画での人口予測につきましては、社会保障人口問題研究所、よく「社人研」といわれるところの人口推移をもって、全国一律やっておりますので、人口が増加するという仮定での計画は見込んでおりません。

○浅田委員 希望的な？

○事務局 当然、「まち・ひと・しごと」っていうところで、岩国市の人口を底上げしていこうという取組みは当然、岩国市でもございますので、先程、説明がありましたように、立地適正化計画につきましては、社人研の人口推計を使って計画をしていくという一定のルールがございますので、人口の底上げは人口の底上げで、しっかり岩国市の方でも別途、取り組んでまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

す。

○塚本会長 はい。

○藤重委員 6ページの立地適正化ですけど、先程もおっしゃってたかと思いますが、私は岩国南都市計画区域の者なんですけど、錦・美川・美和・本郷が区域外という表現をされているところに、いささか何かちょっと抵抗感というか、そういうものを感じます。

2つのところに比べて、色んな要因が育たない、抜けてるものがあるというところが、もう1つの要因かと思うんですけども、共通するもの、南と共通するもの、あるいは岩国と共通するところも、区域外で要はあろうかと思いますがね。何かしらの形でグループの中で、波線で持ってきていただいて、両方にまたがるような、そういう立地適正化計画の項目が挙げれるといいのかなという感じがします。

○塚本会長 今の何かございますか。

○事務局 立地適正化計画につきましては、一定のルールで整備せざるを得ないということで、先程から話にありますように、都市計画区域を対象としておりますことから、岩国都市計画区域、また南都市計画区域、こうした既にある都市計画区域を対象とせざるを得ません。

よって、錦でありますとか、美川でありますとか、玖北地域等については、岩国市総合計画また都市計画マスタープラン、こうしたものは全市的なものを対象としておりますので、そうしたものを対象にし、また、中山間地域の振興基本計画でございますとか、また、過疎地域自立促進計画、こうしたものに基づいて地域づくりをしていく必要があろうかと思えます。

ただ、立地適正化計画でそうしたものと繋がりについての整備というのは、一定の範囲であれば可能とも思っておりますので、それはまた今年度、詳しく調査検討してみたいと思えます。

○塚本会長 だいたい意見も尽きたと思えますけど、最後に倉橋さんがおっしゃったことが多分、大事なことだと思っております。

今、こういった意見が出た中で、誤解されないようにと言いながら、なかなか誤解が解けていないところがございまして、つまりやっぱり立地適正化計画が1つの計画として、総合計画とか都市計画マスタープランと独立したものではないんですよ。

総合計画があり、その中で都市計画マスタープランというのは、都市にかかる部分をレイヤーで見ると、こういうまちにしたいと書いてあるけど、農業のことは書いてあるかといえば書いていないわけです。それは農業の基本計画なり、教育は教育の計画、福祉は福祉の計画で、そういうものが重なっていて、それぞれのレイヤーが全然違う考え方で、バラバラにやっていくというのが多分一番まずい話ですから、総合計画から都市計画マスタープラン、他の計画というのがきちんと整合をとって、それぞれの分野で役割を果たすというふうになっていないといけません。これがなかなか難しいというのも十分わかってますけど、その中で今回、立地適正計画をやる時に計画の取り扱う範囲だけを書けばいいかっていうと、計画にはここだけ書くんでしょうけど、説明される時には全体の中でというふうな説明をされないと、多分おっしゃったような、ここはどうなってるんだというふうな御意見が出てくるのは、ごもつともだと思います。

そういう意味で計画に書き込むことと、それをきちんと説明するとき、どの範囲で説明されるかというのは説明を受けられる立場の方に、全体がわかりながらこの計画の位置づけが決まったっていう形で計画を作っていくというのが、非常に大事なことだなというのが、今話を聞きながら思いましたし、他の

まちでもなかなかできてないことですが、是非、岩国でそれをやっていただけると、市民の方に理解していただける計画になるのかなど、今強く思いましたので。これは、ちょっと本当は言っちゃいけないんですけど、意見として。

さて、時間もかなり進んでまいりましたので、もしよろしければ一つ目の議題について、終了したいと思っておりますが、何か他にございますか。

はい、ありがとうございます。それでは、本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、策定作業を進めていただきたいと思います。

それでは、ここで事務局の説明者を交替します。拠点整備推進課はここで退席し、公園みどり課が入りますので、しばらくお待ちください。

(拠点整備推進課職員退席→公園みどり課着席)

○塚本会長 続きます、日程第3「報告第13号 岩国市長期未着手都市計画公園の見直しについて」説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは説明は、私、都市計画課長の加納の方からさせていただきたいと思います。失礼ですが、着席してご説明させていただきます。

説明に先立ちまして申し上げますと、本日ご説明します「都市計画公園の見直し」につきましては、先ほどの「立地適正化計画の策定」と同様に、検討を進めるにあたって、ご報告させていただくもので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第13号「岩国市長期未着手都市計画公園の見直し」についてご説明させていただきます。

さて、「都市計画公園の見直し」については、委員の皆様から御意見をいただきながら平成29年に改訂いたしました「岩国市都市計画マスタープラン」や、同年に策定した「岩国みどりの基本計画」に掲げております方針に基づき行うものです。まずは、それぞれの計画での今回の見直しの位置付けについてご説明いたします。お手元の資料では、13ページをお開きください。

(2)の「岩国市都市計画マスタープラン」では、公園・緑地の整備の方針としまして、「長期にわたり事業が行われていない都市計画公園については、都市の将来像を踏まえ、その必要性についての検討を行い、適切な計画の見直しを行う」こととしております。

また、(3)の「岩国みどりの基本計画」においても、基本方針のひとつである「4 市民の暮らしの質を向上させる身近なみどりを育む」ことを実現するための施策として「未整備都市計画公園の整備など」を掲げており、その中の具体施策として「長期未整備都市計画公園の見直し」を行うこととしております。

それでは、資料の1ページをお開きください。01 岩国市の公園の現状と課題についてご説明します。

まずは、公園の概要の内、(1)公園緑地の効果についてですが、表にお示ししておりますとおり、一般的に「存在効果」と「利用効果」があります。

存在効果としまして、例えば②の環境衛生的効果に挙げられるヒートアイランドの緩和などがあります。

また、「利用効果」としましては、休養・休息の場や、子どもの育成の場などがあります。

次に、資料の2ページをご覧ください。都市公園の種別と内容について表でお示ししております。街区公園など、住民の利用に供する身近な公園から運動公園など広域的な利用に供するものまで、様々な規

模、種類のものがあり、その機能、目的、利用対象等によって区分されています。

続きまして、資料の3ページをお開きください。

本市の公園の種類についてご説明いたします。

本では、主に都市計画区域内に整備されている公園といたしまして、まずは都市公園がございます。

都市公園とは、都市公園法に基づき設置される公園です。

この都市公園には、都市計画公園と、都市計画公園以外の公園がございます。

都市計画公園は、計画的に整備を進めることを目的に、都市計画法に基づき都市計画決定された公園です。一方、都市計画公園以外の公園は、例えば、開発行為等により整備され、整備後に市に帰属された公園など、都市計画決定を伴わずに整備された公園です。

次にその他公園がございます。その他公園は、主に借地などの公園で、公園としての永続的な利用が確保されていないものです。

次に、4ページをお開きください。

本市においては、主に都市計画区域内に、都市公園、その他公園、合わせて251の公園が開設されています。また、岩国市都市公園条例では

「市の区域内（市内全域）の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は10㎡以上、市街地（市街化区域内又は用途地域の指定区域内）の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5㎡以上とする」とされています。

なお、平成30年4月現在、市民一人当たりの都市公園の面積は11.54㎡、都市公園とその他公園を合計した市民一人当たりの公園面積は12.35㎡、市街地内における、都市公園の市街地の市民一人当たりの公園面積は7.11㎡となっており、いずれも、条例の値を満足しています。

次に、5ページから7ページまでを合わせてご説明します。

5ページは、都市計画公園やその他公園など、公園の種類別の位置と、人口密度を合わせてお示した図です。また6ページは、街区公園や総合公園など、公園の種別ごとの位置をお示しております。この2つの位置図からは、人口が集積しているエリアに公園が配置されている状況が分かります。

次に7ページをご覧ください。

こちらは、グラウンドや運動広場など「その他公共施設緑地」の配置状況を示した図です。5ページ、6ページと合わせてご覧いただけますと、

周東地域については、都市公園、その他公園を合わせて6公園しかありませんが、7ページにお示しております、グラウンドや運動広場など面積の大きなその他公共施設緑地が多くあり、公園を補完していることが分かります。

以上の公園などの配置状況と、先ほどの「市民1人当たりの公園面積が、条例の値を満足していること」を考慮しますと、市内の公園面積は充足していると言えます。

次に8ページをご覧ください。

本市の都市公園の整備の状況について、グラフでお示しております。赤色の縦のラインが、1984年になりますが、それ以前に整備し、30年以上経過している公園数は全体の48%あり、公園施設の老朽化が進行していると考えられます。

このことから、本市では公園施設長寿命化計画を策定し、計画に沿って順次、老朽施設の更新や予防保全型の管理を実施しています。

次に、(2)都市計画公園の整備状況ですが、都市計画公園としまして85公園、173.45haを計画決定し、そのうち81公園、119.61haが平成30年4月現在開設されています。未整備の都市計画公園は、4公園ございます。一番下の表が「未整備の都市計画公園の一覧」になります。

次に、9ページをご覧ください。

この4つの未整備都市計画公園の位置をお示ししております。図で言いますと右上から、川下地区の中央公園、南岩国の尾津街区公園、平田の梅ヶ丘第四街区公園、玖珂町の大田東街区公園です。

次に10ページをご覧ください。

未整備公園の現状といたしまして、都市計画決定後、人口減少や経済の低迷など、社会経済情勢の変化によってその役割や機能が変化していることや、土地所有者への長期にわたる建築制限などの課題を挙げています。

なお、建築制限の内容ですが、都市計画法によりまして、計画区域内での建築物の建築には許可が必要となっております。許可できる建物は、階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。また、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など、容易に移転・除去ができる構造であることとされております。

つまり、鉄筋コンクリート造りの建物や、三階建て以上の建物などは建築できないことになっています。

次に、11ページをご覧ください。

国が示しております今後の公園のあり方についてご説明します。

国においても、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況等、社会状況が大きく変化する中で、社会資本の効率的な整備、管理を課題としています。

その中で、公園の今後の方向性として、「ストック効果をより高める」こと、「民との連携の加速」、「都市公園をいっそう柔軟に使いこなす」ことの3つが示されています。

つまり、今後は、公園の新たな整備による面積の拡大等ではなく、既に整備されている公園をより有効に活用することに方向性が変わることが示されています。

次に、12ページをご覧ください。

本市の公園に関する現状と課題を整理しております。

1点目の現状として、公園の量としては、地域的な偏りが多少あるものの、その他公共施設緑地などを考慮しますと、市全体として公園・広場の量は充足しているということがあります。加えて、今後、市全体として人口が減少していくことが予想されます。

この点に関する課題として、新たな公園を積極的に整備するよりも、既存の公園を活かし、今後の少子高齢化等を考慮した公園整備が必要と考えています。

この課題への対応といたしましては、現在、みどりの基本計画等に基づいた施策を実施中でございます。

次に、2点目といたしまして、既存の公園施設の老朽化が挙げられます。

この点に関する課題として、公園施設長寿命化計画などのインフラ長寿命化計画に基づく予防保全的実践が必要、ということが挙げられます。

課題への対応といたしましては、現在、公園施設長寿命化計画に基づき公園施設等の更新を実施してお

ります。

3つ目に、都市計画決定されたものの未整備の都市計画公園について、都市計画決定当時と比較して役割等が変化していることに加え、計画区域内における土地所有者への長期間にわたる建築制限が、課題となっている現状を挙げています。

その課題としまして、未整備の都市計画公園について、必要性・優先性などについて検証を行い、見直しを行う必要があると考えているところです。

こうした整理によりまして、一番下の赤字の箇所になりますが、本市では、既存の公園の活用を前提として、未整備都市計画公園の見直しが必要というふうに考えています。

資料の13ページをご覧ください。

それでは、都市計画公園の見直し方針及び基準についてご説明します。

見直しにあたりまして上位計画の整理をしております。

国が示しております「都市計画運用指針」では、都市計画公園・緑地を含む公共空地の都市計画変更については、都市計画区域全体の緑地の配置計画を見直した結果、変更した方がより有効となる場合などに変更することが望ましく、単に長期未着手だけを理由に変更するという意味ではない、とされています。

また、市におきましては、冒頭でもご説明しましたが、「都市計画マスタープラン」の方針や「みどりの基本計画」の施策として、長期未整備都市計画公園の見直しを掲げています。

次に、資料の14ページをご覧ください。

都市計画公園の見直しの考え方についてです。

みどりの基本計画の公園に関する各種方針や人口減少、少子高齢化の進行の現状を踏まえ、公園の見直しの視点として、3点を挙げています。

まず、視点1、公園の機能面からの必要性・優先性の検証です。

公園の機能といたしまして、大きくは、レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能、景観機能の4つの機能に分類されます、これらの機能について分析し、公園の必要性・優先性を検証することが重要となります。

次に、視点2、投資効果の有無の検証です。

公園整備を行うためには、用地費、施設整備費などのインシャルコストが必要となります。また、整備後には維持管理費などのランニングコストも発生します。一方、公園整備による直接的な利用価値や、存在による間接的な価値があります。そこで、公園整備に対する投資効果の有無を検証するために、費用対効果の分析を行い、投資効果の低い公園については、見直しを行う必要がある公園として設定します。

次に、視点3、公園整備の実現性の検証です。

未整備の公園は、計画の実現にあたって何らかの課題があったとも考えられるため、これまでの経緯や事業の実現性を整理し、見直しの検証方法の1つとしてまいります。

次に、資料の15ページをご覧ください。

見直し基準の設定についてご説明します。

まず(1)公園の機能面からの必要性・優先性の検証を行います。

先ほどの視点1でご説明しました公園の4つの機能に分布状況を加えた視点から各公園の評価を行いま

す。

表に沿って順にご説明いたします。

まず、レクリエーション機能の評価では、需要に関する評価としまして、検討対象半径の人口の動向で評価いたします。

なお、公園の検討対象半径とは、公園の誘致圏と同じ範囲を想定しております。誘致圏は、公園の配置を考える上での一つの考え方であり、例えば街区公園では250mが標準的な誘致距離とされています。

次に、緑地やオープンスペース等の空間が少ない市街地に計画されているかという評価項目については、みどりの基本計画の目標値である公園緑地の量が公園の誘致圏内で一人あたり 10.76 m²未満の公園であるかどうかで評価いたします。

要するに、公園の誘致圏内の一人当たりの公園面積がみどりの基本計画の目標値の 10.76 m²に達しているかどうか、により評価いたします。

続きまして、環境保全機能についてですが、まず、自然環境の保全、生態系の維持等を図ることが可能な公園かという評価項目につきましては、みどりの基本計画の目標値である緑被率が公園の誘致圏内で 21% 未満であるかどうかで評価いたします。

つまり、公園以外の農地や山林なども含めた緑の面積が、対象公園の誘致圏内の面積の 21% 未満であるかどうかで評価いたします。

次に、騒音、大気汚染等から生活環境を改善に寄与することが可能な公園かどうかにつきましては、工場や幹線道路の緩衝緑地としての役割に着目しまして、「準工業地域」「工業地域」の用途地域に接する公園か、または、都市計画マスタープランの幹線道路に隣接する公園かどうかで評価いたします。

次に、防災機能については、避難地としての機能を有し、救援活動などの拠点となる公園かどうかを評価項目としています。評価内容としましては、公園の検討対象半径内の人口に対して、一人当たりの有効避難面積が 2 m² 未満であるかどうかで評価します。

もう 1 つ、防災機能としまして、災害時の延焼防止、緩衝、洪水調整等の機能を持つ公園かどうかを評価いたします。こちらは、対象公園が D I D 地区内にあるかどうかで評価いたします。

ちなみに、D I D 地区とは、国勢調査で、調査区ごとの人口密度が 1 平方キロメートルあたり 4,000 人以上の人口集中地区というのが基本的な考えです。

次に景観機能ですが、景観に寄与し、うるおいや魅力ある街並みを創出することにつながる公園かどうかという視点で評価いたします。評価手法としましては、景観計画の重点地区やみどりの基本計画の緑化重点地区内に計画されているかどうかで評価いたします。

最後に、分布状況による評価ですが、こちらは、既存のストックを活用するという観点から、対象公園の誘致圏内に代替公園・広場があるかどうかで評価いたします。

次に、資料の 16 ページをご覧ください。

(2) 投資効果の有無の検証です。投資効果の有無の検証は、国が示しております「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」に基づき、費用対効果の分析を行います。便益としては、公園を利用する場合の「利用価値」や緑地等としての「環境価値」、避難場所等としての「防災価値」を貨幣換算して評価いたします。

次に、(3) 公園整備の実現性の検証ですが、実際の公園整備における支障の有無を検証いたします。

具体的な評価項目としては、移設が困難な施設や大きな補償が必要となる施設の有無や、地形上等の制約などによる構造上の問題により評価いたします。

次に、資料の 17 ページをご覧ください。

こちらは、みどりの基本計画策定の際に実施しました自治会へのアンケート調査の抜粋です。

「将来どのような公園が増えると良いか」との問いに対して、「子どもが安心して遊べる遊具のある公園」との回答割合が最も高く、次いで「災害時の避難場所として機能する公園」との回答割合が高くなっています。

これらの回答を公園の主な 4 つの機能で分類し、その割合を評価の重み付けに反映いたします。

次に、資料の 18 ページをご覧ください。

見直し評価フローです。未整備の 4 公園について、上から順に、レクリエーションや防災機能などの機能面から必要性・優先性の検証をいたします。住民アンケート結果による評価の重み付けは、この中で行います。なお、③④の環境保全機能と⑦の景観機能については、いずれかの機能を満たしていれば、次の評価に進めるように設定しています。

次に、その下の「投資効果の有無の検証」、「公園整備の実現性の検証」へと進みます。

最終的な評価の結果としましては、一番下の 3 つの枠、「事業化の検討」は、検証の結果、都市計画上、残すこととした場合で、順次事業化の検討を行います。

真ん中は、都市計画の公園としては残しつつ、変更を検討するもの。

必要性の低い結果となった公園は、右側の「都市計画の廃止」を検討します。ただし、廃止とする場合は、そのすぐ上にありますように、地権者や地区住民の方の合意形成を経た上で、都市計画の廃止手続に入ることとします。

以上、長くなりましたが、説明は以上です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○塚本会長 ありがとうございます。それではただいまの事務局の説明に対する質疑や何かご意見がございましたらお願いします。

○松川委員 結局、岩国市長期未着手都市計画公園の見直しとはどういうことなのでしょう。4 つをどうにかするという事なのか、それとも新しい都市公園の計画を見直すということか。表題でいくと未着手の都市公園の見直しかと思ったんですけど、ではなくて都市公園の計画をはっきりだすということなのか、どっちなんですか。

○塚本会長 そのあたりの説明をお願いします。

○事務局 今回、都市計画決定はしたが、そのまま整備されず長期未着手の公園の見直しをするということなんですけども、長期未着手の公園、さきほども説明にありましたが

○松川委員 4 つの、このことを言っているの。

○事務局 4 つの公園の検討のための見直しの方針を策定します。

○松川委員 で、どうするんですか。よく分からなかったのですが、それをどうするんですか。

○事務局 これから色々な検証項目によって、単純に一つの視点で長いから止めるということではなくて、色々な観点から検証していった結果によって、残していくのか、整備すべきか、形を変えてやっていくべ

きかと、ということを考えていきます。まだ、答を持っているわけではありません。

○松川委員 わかりました。

○事務局 1番みなさまに分かっていただきたいのは、他の公園で十分充足しているという数字が色々でており、避難の面積であるとか、1人当たりの面積、市街地内の面積であるとか、十分足りている中で、かなりその4つの公園はいらぬのではないかと方向性はある程度はあると、ただし、単純な面積とかそれだけで、地域の状況も考慮せずに消してしまうということではいけないだろうということで、しっかりと色々な状況を多方面から検証した上で、最終的にどういうようになるかを皆さんにまたご意見をいただける、あるいは、住民の方にパブリックコメントでご意見をいただけるようにしていきたい。

○塚本会長 分かりました。他にありませんでしょうか。ご質問とか、ご意見ありませんでしょうか。

○田村委員 1番最後のフローのところが一番上のところで、人口が減少する、増加するというのがあると思うのですが、もう一つここで考慮していただきたいのは、お年寄りは増えていってのではないかと、今までは、昔は公園というところは子供が遊ぶとこだったんですけど、今は子供は減って逆にお年寄りが増えていってると、お年寄りが憩いの場でありグランドゴルフをやる場でもあるわけですよ。だから単に減少してるといって、だけでなく、では老人人口はどうなんだと、ということもひとつ考慮してもらいたいですよね。そういう意味でいうと、4つありますけど、ようわからんですけど、梅ヶ丘公園なんて、ここね、どうにかしてって話も聞いとるんですけどね。やらなくていいのかって議論もあると思うんですよ。だからそういうとこ結果的にやらなくていいって結論になるかもしれないけど、そこはちょっと考慮していただきたいなと思います。

○事務局 今回はあくまで公園として特に必要かどうかで、おっしゃってるのは高齢者が多いとか、子供が多いとか、人口（比率）によってどういうふうにするかっていうのは、公園の中を、機能ですよ、どういった施設を作っていくか、そういったまた別の視点での話になる、今回、見直しするというのは、公園として必要かどうかという判断をする時には周囲の人口が増えるかどうか

○安本委員 すいません、ここは今、4つの場所は、現状はだから、用地はあるけれども、ようは草がぼうぼうになっているのかそういう状況なんですかね。

○事務局 実際には、用地を確保できているのは2カ所、中央公園などは全く何も用地を買っていないような状況で、尾津街区公園もアパートが建っているような、全く用地が確保できていない状況です。一方で田村委員がおっしゃったように、人口が減ったからといってその構成によって公園が必要ということもあると思うし、それから今、確保できている部分ですね、梅ヶ丘でも場所はあるんですが都市計画決定しているものとずいぶん形が違う、あるいは公園になっていない、広場になっているというようなものも、あまり今、答を出すことではないんですが詳しくは言いませんけれども、都市計画公園として未来永劫に公園の位置づけを本当にする必要があるのか、それとも、一番最初にご説明申し上げました都市公園の中に、都市計画公園と都市計画決定していない公園があり、それから、その他公園がある、必ずしも都市計画決定をせずに、みなさんで、必要な期間、維持していただければ足りるようことになりやしないかというような視点も含めて、みなさんがご議論いただくのは都市計画の決定にかかわるものだけという意味ではないんですが、そのことが最終的には大事になってくると、といった視点で今後もご意見をいただけたらと思います、なので公園をばっさり止めてしまうとか、広場をばっさり潰してしまうとか、第三者に売って

しまうとかそういうことではないかもしれないですね、これから減少していく中でですね。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。はい、では。

○藤重委員 15 ページの「公園の機能面からの必要性・優先性の検証」で、4つのコンセプト（レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能、景観機能）の中に、昨今の社会情勢、子供の事件だとか事故だとか、そういうものをとらえたときに、この中にこれからは優先的にですね、子供たちが絶対安心して遊べるとか、お年寄りたちが安心してくつろげるとか、こういうようなコンセプトでいくと、ここに防犯であるとか、防犯可能とか、事件事故監視機能であるとかそういうものが入るようななんか要素がですね、これからの岩国市を考えたとき、というちょっと気がします。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。全体計画に関わることもかもしれませんが

○事務局 色々、市民の状況も変わっていく中で、公園が、昔は緑がたくさんあればそれでいい公園だったが、公園の中が見えにくい等の問題もあり、透明性の確保と、あとはもう、地域の方に常に見ていただけるような公園でないといけないだろうと思います。結局どんなに整理しても、人がいないと危ないことに変わりはない。そういういろんな視点から防犯という面も、重要だということは承知してますので、この中で考えさせていただきたい。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。他によろしゅうございますか。

○藤重委員 この、所謂、こういう公園とかの拠点が、スポットとしてもっと整備されることによって、優先的に、ここに一個アクセスだとかそういう経路への広がりとか、そういうものが拡大していく気がするので、ここがまずその防犯監視の、なんかお手本の拠点となるべきなんじゃないかなと気がしてそういうご提案をさせていただきました。

○塚本会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○越澤委員 住民の方々の思いはどういうふうに反映されるんですかね。

○事務局 みどりの基本計画の策定の際にアンケートを実施しており、17 ページにありますように、みなさんが公園にどういった機能を求めているのか聞いており、機能・必要性評価の中で対応させていただこうと思います。

○越澤委員 すいません。例えば尾津街区公園といえ、尾津地域の人達、地元の声がどうい声があるのかなと。

○事務局 公園の見直しの方針が決まればパブリックコメントで意見を伺います。方針が決定し、見直しを行った結果、都市計画公園の廃止、もしくは変更となった場合には、住民の方々にはもちろん説明を行わせていただきます。説明もいきなり行うのではなく、意見交換会を先に行いみなさまの意見を伺わせていただきます。

○塚本会長 はい、ありがとうございます。よろしゅうございますか。

○松川委員 一点だけ、今後の方針についてお伺いしたいんですけども、今までの公園の設置の基準というのが人口に対する、人口密度に対する設定だと思うのですが、例えば今後、人が集う場所に公園が必要だと意見もありますので、特にそれはこの中でいうと、防災機能という面でも人が集う所には、ある程度の機能があった方が何か災害があった時にはですね、必要ではないかと思う。そのような観点での公園の設置というようなことは考えておられるのか、その一点だけ確認したい。

○事務局 防災的な観点では、街区公園の誘致距離である250m内に公園があるかどうかを基準に考え、今後の公園のあり方については、地域住民の方とも一緒に検討して進めていきたいと考えています。

○塚本委員 はい、よろしゅうございますか。

○塚本委員 たぶんみなさん、これがいきなりでてきたので、全体の話と今回4つの公園の話がなかなか整理できないことかと思えますけども、ひとつは全体としてどういうふうな計画を作られているんだっていう話を丁寧にしていただくとともに、あと都市計画公園として今4つ残っているものが、整備することを約束している公園であるということをおみなさん理解していただいた上で、それが本当にあることの問題と、整備することの問題というのはコンセプトと混乱してしまう気がしますからその辺りは丁寧に整理をされながらご意見を伺いし、4つだけのためにやるのっていうようなことにならないような形で、全体を理解いただくなかで見直しが進んでいくといいですよ。感想でございます。そのほか何かありますでしょうか。

○塚本会長 それでは、本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、策定作業を進めていただきたいと思います。

本日予定された議事については、以上でございます。委員の皆様から、何かご質問がありますでしょうか。

皆様のご協力により円滑な審議を行うことができました。ありがとうございました。事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局 受付けでお預かりした駐車券につきましては、会場出入口にてお返しいたします。精算処理を終えておりますので、駐車場を出られる際に、そのまま精算機にお入れください。以上でございます。

○事務局 委員の皆様方におかれましては、熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第23回都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[16時閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条の規定により署名する。

平成30年5月28日

議事録署名委員 榊原弘之 ㊞

議事録署名委員 廣田登志子 ㊞